

新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角英世

新潟県規則第30号

新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県流域下水道事業財務規則（令和2年新潟県規則第34号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

		改 正 後			改 正 前		
別表第2（第9条関係）							
(1) (略)							
(2) 支出負担行為専決・委任区分							
科目等	専決・委任区分	部局長	専決 課長	専決 課長	委任 事務 所長	専決 次長	
			課長 補佐	課長 補佐			
(収益的 支出)	管渠費 (略)				(略)	(略)	
流域下水道事業費用	営業費用						
	管渠費 (略)						
	消耗品費	200万 円超	200万 円以下	100万 円超	100万 円以下	100万 円以下	100万 円以下
	修繕費	200万 円超	200万 円以下	100万 円超	100万 円以下	100万 円以下	100万 円以下
	路面復旧費	200万 円超	200万 円以下	100万 円超	100万 円以下	100万 円以下	100万 円以下
	材料費	300万 円超	300万 円以下	160万 円超	160万 円以下	160万 円以下	160万 円以下
	被服費	200万 円超	200万 円以下	100万 円超	100万 円以下	100万 円以下	100万 円以下
	光熱水費	200万 円超	200万 円以下	100万 円超	100万 円以下	100万 円以下	100万 円以下
	動力費	200万 円超	200万 円以下	100万 円超	100万 円以下	100万 円以下	100万 円以下

